

被用者年金制度一元化に関する説明会
(短期給付等)

公立学校共済組合石川支部

■ 標準報酬制移行後の短期給付

① 休業給付、災害給付の給付額の算定の基礎となる給料額の変更

現在、短期給付における休業給付及び災害給付については、給料の月額又は給料日額を用いて給付額を算出しています。

平成27年10月から標準報酬制へ移行することに伴い、休業給付及び災害給付については標準報酬月額又は標準報酬の日額を用いて算出するよう変更されます。

休業給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
傷病手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬の日額×2/3
出産手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25	1日につき 標準報酬の日額×2/3
休業手当金	1日につき 給料日額×60/100	1日につき 標準報酬の日額×50/100
介護休業手当金	1日につき 給料日額×40/100×1.25	1日につき 標準報酬の日額×40/100
(★) 育児休業手当金	1日につき 給料日額× <u>50/100</u> ×1.25	1日につき 標準報酬の日額× <u>50/100</u>

※給料日額＝給料の月額の1/22

※標準報酬の日額＝
標準報酬の月額の1/22

(★) 育児休業手当金は、育児休業開始から180日までの給付率は67/100となります。

災害給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
弔慰金及び 家族弔慰金	弔慰金：給料の月額の1月分×1.25 家族弔慰金：給料の月額の1月分×1.25×70/100	弔慰金：標準報酬の月額 家族弔慰金：標準報酬の月額×70/100
災害見舞金	損害の程度に応じ定められた月数 ×給料の月額×1.25	損害の程度に応じ定められた月数 ×標準報酬の月額

② 請求書の出力方法の変更

標準報酬制移行後は、共済・互助会システムにおいて、「給付の月額」は、改正前の額が表示されるため請求書が正しく作成出来ません。

下記の※の給付がある場合は、共済組合から標準報酬月額を記載した請求書を送付しますので、共済・互助会システムの請求書作成画面で必要事項を入力後、出力はせずに共済組合まで、その旨、電話連絡をお願いします。

休業給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
※ 傷病手当金	所属所の共済・互助会システムで入力・出力	所属所の共済・互助会システムで入力後、共済組合へ電話連絡 ↓ 公立学校共済組合より所属所へ請求書送付
※ 出産手当金		
※ 休業手当金		
※ 介護休業手当金		
育児休業手当金	公立学校共済組合より所属所へ請求書送付	公立学校共済組合より所属所へ請求書送付

災害給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
※ 弔慰金及び 家族弔慰金	所属所の共済・互助会システムで入力・出力	所属所の共済・互助会システムで入力後、共済組合へ電話連絡 ↓ 公立学校共済組合より所属所へ請求書送付
※ 災害見舞金		

【注意】療養費（家族療養費）請求書、埋葬料（家族埋葬料）請求書については今までどおり共済・互助会システムで入力、出力し共済組合へ送付ください。

附加給付

給付名	現行(平成27年9月まで)	移行後(平成27年10月から)
一部負担金払戻金 家族療養費附加金	上位所得者に該当する者： 給料月額が424,000円以上	上位所得者に該当する者： 標準報酬月額が530,000円以上

■ 限度額適用認定証について

① 所得区分の設定方法の変更

現在、限度額適用認定証の所得区分については、給料の月額により設定されています。

平成27年10月から標準報酬制へ移行することに伴い、標準報酬月額を用いて設定するよう変更されます。

所得区分	自己負担限度額	多数該当	平成27年9月まで (給料の月額)	平成27年10月以降 (標準報酬月額)
ア	252,600円＋(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	664,000円以上	830,000円以上
イ	167,400円＋(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	664,000円未満 424,000円以上	790,000円以下 530,000円以上
ウ	80,100円＋(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	424,000円未満 224,000円以上	500,000円以下 280,000円以上
エ	57,600円	44,400円	224,000円未満	260,000円以下
オ	35,400円	24,600円	被保険者が市町民税の非課税者	被保険者が市町民税の非課税者

② 標準報酬制移行時以降の期間に対して既に交付されている認定証について

既に交付されている限度額適用認定証について、標準報酬制移行に伴い所得区分が変更となる方には、共済組合から平成27年9月中旬頃に新しい限度額適用認定証を交付する予定です。(組合員から改めて申請していただく必要はありません。)

新たな限度額適用認定証は、10月から使用可能です。

旧認定証は、9月末日以降速やかに返却くださるようお願いします。

③ 導入後の申請について

標準報酬制移行後の申請は、「申請の日の属する月の標準報酬月額」欄には、標準報酬月額を記載のうえ申請をお願いします。

一部負担金払戻金・家族療養費附加金の基礎控除額

所得区分	平成27年9月まで (給料の月額)		基礎控除額	平成27年10月以降 (標準報酬月額)	基礎控除額
ア	上位所得者	664,000円以上	50,000円 (合算100,000円)	830,000円以上	50,000円 (合算100,000円)
イ		664,000円未満 424,000円以上		790,000円以下 530,000円以上	
ウ	一般所得者	424,000円未満 224,000円以上	25,000円 (合算50,000円)	500,000円以下 280,000円以上	25,000円 (合算50,000円)
エ		224,000円未満		260,000円以下	
オ	低所得者	被保険者が市民税の非課税者		被保険者が市民税の非課税者	

○ 自己負担限度額（自己負担額）から基礎控除額を差し引いた金額（100円未満切り捨て）を一部負担金払戻金又は家族療養費附加金という。

計 算 事 例

○医療費総額が100万円であった場合（食事代・差額ベット代を除く）

$$1,000,000 \times 0.3 = 300,000 \text{ (自己負担3割)}$$

上位所得者（イ）本人の場合

自己負担限度額を計算

$$167,400 + (1,000,000 - 558,000) \times 0.01 = 171,820 \text{ (自己負担限度額)}$$

高額療養費の計算（医療費の3割から自己負担限度額をひく）

$$300,000 - 171,820 = 128,180 \dots \text{高額療養費}$$

附加金の計算（自己負担限度額から基礎控除額をひく）

$$171,820 - 50,000 = 121,820 \rightarrow 121,800 \text{ (100円未満切り捨て)}$$

高額療養費 128,180円
一部負担金払戻金 121,800円
249,980円が約3か月後に自動給付
最終自己負担額 約50,000円

一般所得者（ウ）本人の場合

自己負担限度額を計算

$$80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 0.01 = 87,430 \text{ (自己負担限度額)}$$

高額療養費の計算（医療費の3割から自己負担限度額をひく）

$$300,000 - 87,430 = 212,570 \dots \text{高額療養費}$$

附加金の計算（自己負担限度額から基礎控除額をひく）

$$87,430 - 25,000 = 62,430 \rightarrow 62,400 \text{ (100円未満切り捨て)}$$

高額療養費 212,570円
一部負担金払戻金 62,400円
274,970円が約3か月後に自動給付
最終自己負担額 約25,000円

* 家族の場合は給付名が一部負担金払戻金から家族療養費附加金に変わります。